

別紙 6

特別支援学校教諭免許状の申請及び単位相談について

1 申請方法について

原則として「埼玉県電子申請・届出サービス」（以下「電子申請」といいます。）で御申請ください。

なお、申請のおおまかな流れは下記のとおりです。

- ① 添付書類を用意し、電子申請により、入力・申請を行う。
- ② 申請書類の郵送
- ③ 手数料の納付（クレジットカード、コード決済又はペイジー（Pay-easy）による）
（③については、②の後、納付依頼メールが届いてから納付可能になります。）

（１）電子申請の方法及び提出書類

下記ホームページ内の「申請の方法」及び「申請に必要な書類」を御確認ください。
なお、ホームページは更新する場合がありますので、申請前に必ず最新の情報を確認してください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2210/kyouin-menkyo-betuhyou7.html>

「埼玉県 教員免許」で検索、「教員免許・埼玉県教育委員会」を表示→「教員免許状についての御案内」欄内の「教員免許の取得」を表示→「別表第 7 による申請」を表示

（3 年以上の教員としての実務経験と所定の 6 単位以上の修得により免許状を取得する方法です。）

（２）申請書類提出先

提出先：〒330-9301（住所記入不要）

埼玉県教育局教職員採用課 総務・免許担当

郵送で提出する場合、簡易書留やレターパック等記録が残る方法で送付してください。

2 単位修得相談（単位相談）について

免許状取得のための単位や教員経験の数え方について、相談や確認を受け付けています。
御希望の場合は相談フォームを利用して御相談ください。

（１）相談の例

- ① 添付のモデルケース以外の領域の組み合わせを希望する方
- ②すでに所有している特別支援学校教諭免許状に教育領域の追加を希望する方
- ③埼玉県教育委員会の認定講習以外で修得した、特別支援教育に関する単位がある方
- ④年度途中の任用があるなど教員経験が複雑な方 など

(2) 相談方法

下記ホームページから御相談ください。メールで回答します。

通常、当課で相談を確認してから回答するまでの期間は2週間前後ですが、相談件数が多い場合はさらに時間がかかる場合があります。

また、認定講習の申し込み時期については、相談件数が多いため1か月前後時間がかかることがありますので、あらかじめ御了承ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2210/kyouin-menkyo-tanisudan.html>

「埼玉県 教員免許」で検索、「教員免許・埼玉県教育委員会」を表示→「教員免許状についての御案内」欄内の「教員免許状取得のための単位修得相談」を表示

(3) 相談に必要な書類

相談フォームは添付ファイルをアップロードできるようになっています。必要に応じて画像データ等（PDF ファイル又はJPG、JPEG ファイル）をお送りください。

例) ③の場合：修得済み単位の「学力に関する証明書」を大学等から取得して添付

④の場合：過去の勤務分の「実務に関する証明書」を添付（様式は1（1）に掲げるページからダウンロードできます。）

教職員採用課 総務・免許担当

電話 048-830-6674

電子メール a6790@pref.saitama.lg.jp